

令和2年8月25日

全日本不動産協会兵庫県本部会員の皆様

兵庫県産業労働部 産業振興局 産業立地室

兵庫県からの事務所開設者に対する支援のお知らせ

兵庫県では、オフィスビルに入居するなど、県内で新たに事務所（一部の業種を除く）を開設する事業者に対して、税軽減や補助金による支援を行っています。

会員のみなさまにおかれては、県内の不動産物件に関心を持ってもらう勧誘情報としてお使いいただくなど、事務所を探しておられるお客様に対して、オフィスビルへの入居の相談を受けた際に、本県の支援制度をご紹介いただければ幸いです。

[事務所立地支援]

1 支援内容

- ・法人事業税軽減 1／3～1／2（最大5年間）
- ・雇用補助 30万円／人 他

2 対象者

- ・県内でこれから事務所を開設する事業者

3 申請要件

- ・県内で就労する正規職員が11人以上増えること（地域によっては6人以上）
- ・対象事業を業とする事業者の支店、営業所などの事務所であること

4 申請期限

- ・事務所の開設日の14日前まで

なお、支援制度の内容や申請要件の詳細は、兵庫県産業立地室までお問い合わせください。

- ・兵庫県産業立地室 電話 078-362-4154

また、次のとおり、県のホームページに掲載していますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

- ・ https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_000000002.html